大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び清水区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 27 日

静岡市長 小嶋 善吉

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレッセ静岡

静岡市清水区鳥坂字大当 734 - 1 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社マルハン 京都市上京区出町今出川上る青龍町 231 代表取締役 鈴木嘉和
- 3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・出入口の数 (変更前)8箇所 (変更後)9箇所
- ・位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり
- 4 変更年月日

平成 17 年 5 月 26 日

5 届出年月日

平成 17 年 5 月 25 日